

別紙

産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

川内村地域農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B+C)								活用予定額 (a+b+c)					
	産地戦略枠 (A)	従来枠 (B=E+F)	追加配分枠 (C)	(内 訳)				産地戦略枠 (a)	従来枠 (b=d+e)		追加配分枠 (c)			
				1回目の配分 (D=A+E)		2回目の配分 (従来枠) (F)	水田分 (d)		畑地分 (e)					
				産地戦略枠 (A)	従来枠 (E)									
川内村地域農業再生協議会	11,485,400	7,354,500	3,868,200	262,700	11,222,700	7,354,500	3,868,200		11,470,800	8,968,400	2,240,000	2,240,000	0	262,400

(注)2回目の配分(従来枠)、追加配分枠が未定の段階にあつては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

(1) - ①産地戦略枠分の活用分

配分枠

7,354,500円

H27との比較※1	整理番号	用途※2	取組番号※3	分類※4	単価① (円/10a)	面積 (a単位)															合計② ※6	所要額 ①×② (円)		
						戦略作物							そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀	地力増進	景観形成			備蓄米	その他
						麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米												
変	1	戦略作物助成①	1	ア	3,400	90	10						7,410									7,510	2,553,400	
変	2	戦略作物助成②	2	ア	5,000			320		12,510												12,830	6,415,000	
合計(基幹)※5					実面積	90	10	320		12,510			7,410									20,340	③※7	
合計(二毛作)※5					実面積																		8,968,400	

- ※1 「H27との比較」は、新規の場合は「新」、H27から継続で一部変更した場合は「変」、H27と同じ設定の場合は「同」を記入してください。
 - ※2 二毛作を対象とする用途は、二毛作への助成部分を他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」と記入してください。
 - ※3 「取組番号」は、水田フル活用ビジョン4の表の取組に該当する取組番号を記入してください。
 - ※4 「分類」欄については、実施要綱別紙16の2(5)のA、イ、ウのいずれに該当するか記入してください。
 - ※5 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作物を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作作物を対象とした設定の実面積を記入してください。
 - ※6 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。
 - ※7 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
- (注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

(1)－②従来枠・水田分の活用分

配分枠

3,868,200円

H27との比較※1	整理番号	用途※2	取組番号※3	単価④ (円/10a)	面積 (a単位)																所要額 ④×⑤ (円)		
					戦略作物							そば	なたね	野菜	花き・花木	果樹	雑穀	地力増進	景観形成	備蓄米		その他	合計 ⑤ ※5
					麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲	加工用米												
変	3	転作作物助成		8,000											50			180	2,390		20	2,640	2,112,000
変	3	転作作物助成		4,000										320								320	128,000
合計(基幹)※4				実面積										320	50			180	2,390		20	2,960	⑥※6
合計(二毛作)※4				実面積																	2,240,000		

※1 「H27との比較」は、新規の場合は「新」、H27から継続で一部変更した場合は「変」、H27と同じ設定の場合は「同」を記入してください。
 ※2 二毛作を対象とする用途は、二毛作への助成部分を他の設定と分けて記入し、用途の名称に「〇〇〇(二毛作)」と記入してください。
 ※3 「取組番号」は、水田フル活用ビジョン4の表の取組に該当する取組番号を記入してください(該当しない場合の記入は不要です)。
 ※4 「合計(基幹)の実面積」は、基幹作物を対象とした設定の実面積を記入し、「合計(二毛作)の実面積」は、二毛作物を対象とした設定の実面積を記入してください。
 ※5 ②の合計は、各用途の合計面積を記入してください。
 ※6 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。
 (注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

(1)－③従来枠・畑地分の活用分

配分枠

円

H27との比較 ※1	整理番号	用途	単価 ⑦ (円/10a)	面積 (a単位)						合計 ⑧ ※3	所要額 ⑦×⑧ (円)
				麦	大豆	てん菜	でん粉原料 用 ばれいしょ	そば	なたね		
		合計	実面積 ※2							※4	

※1 「H27との比較」は、新規の場合は「新」、H27から継続で一部変更した場合は「変」、H27と同じ設定の場合は「同」を記入してください。

※2 「実面積」は用途ごとの面積の計でなく、実面積を記入してください。

※3 ⑧の合計は、各用途の合計面積を記入してください。

※4 所要額欄の二重枠には、所要額の合計を記入してください。

(注)用途ごとに「産地交付金の活用方法の明細(個票)」を添付してください。

4. 2回目の配分を受けた場合の調整方法

次の方法により、整理番号「1」、「2」について一律に増額調整する。ただし、平成27年度交付単価を上限とする。

- ・単価調整係数(少数第5位以下切り捨て) = 配分額/単価調整前の所要額
- ・用途ごとの増額調整後交付単価(小数点以下切り捨て) = 用途ごとの減額調整前交付単価 × 単価調整係数(小数第5位以下切り捨て)

※2回目の配分がないため、この調整方法は該当しない。

5. 主食用米作付面積が生産数量目標の面積換算値を下回った面積に相当する追加配分を受けた場合の調整方法

6. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

当初予算(産地戦略枠及び従来枠)と補正予算(追加配分枠(平成28年度特別交付金))は分けて単価調整を行い、当初予算と補正予算との間での流用は行わない。

【産地戦略枠及び従来枠】

次の①→②の順に調整を行う。

①当初配分枠(産地戦略枠、従来枠)において、所要額が配分枠を超える場合は、余剰がある配分枠から流用する。なお、産地戦略枠から他の配分枠に流用する場合は、産地戦略の配分を超えない範囲とする。

②①の調整の後も枠ごとに所要額が配分額を超えた場合は、産地戦略枠、従来枠の枠ごとに、次の方法により一律に減額調整する。

【産地戦略枠】

- ・単価調整係数1(少数第5位以下切り捨て) = (当初配分額 + 従来枠からの流用額) / 産地戦略枠の所要額の合計
- ・用途ごとの減額調整後交付単価(小数点以下切り捨て) = 用途ごとの減額調整前交付単価 × 単価調整係数1(小数第5位以下切り捨て)

【従来枠】

- ・単価調整係数2(少数第5位以下切り捨て) = (当初配分額 + 産地戦略枠からの流用額) / 従来枠の所要額の合計
- ・用途ごとの減額調整後交付単価(小数点以下切り捨て) = 用途ごとの減額調整前交付単価 × 単価調整係数2(小数第5位以下切り捨て)

【追加配分枠(平成28年度特別交付金)】

整理番号「4」について、以下の計算式を用いて、追加配分枠(平成28年度特別交付金)の単価を一律に減額調整する。

- ・単価係数3(小数点第4位以下切り捨て) = 追加配分枠(平成28年度特別交付金)配分額 / 追加配分枠(平成28年度特別交付金)の所要額合計
- ・調整後単価(10円未満切り捨て) = 調整前の単価 × 単価係数3

新規		H27継続(変更あり)	<input type="checkbox"/>	○	H27継続		助成開始年度	27
----	--	-------------	--------------------------	---	-------	--	--------	----

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	川内村地域農業再生協議会		整理番号	1	
活用枠※1	<input checked="" type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠・水田分 <input type="checkbox"/> 従来枠・畑地分 <input type="checkbox"/> 追加配分枠			分類※2	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ
使途	戦略作物助成①				
対象作物	麦・大豆・そば(基幹作物)				
単価	3,400円/10a	前年度の単価	5,000円/10a		
内容	東日本大震災及び東京電力原発事故の影響により、耕作放棄地の懸念も考えられることから生産意欲の向上、農地の維持、管理を図る観点で単価を3,400円/10aとする。対象者が水田に対象作物をコスト低減等の取組により作付けした場合、作付面積に応じて助成する。				
具体的要件	<p>1. 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 <p>2. 対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙2に定める水田とする。 <p>3. 対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・麦、大豆、そば:実需者等との出荷・販売契約等を締結するとともに、収穫をおこなうこと。 ・そばにおいては、排水対策を行うこと(明渠・暗渠の施行、高畦栽培、心土破碎、畦間排水)。 ・助成対象は、当年産において1水田当たり1作物とする。 <p>4. 対象となる取組み</p> <p>次のいずれかに取り組むもの。</p> <p>(1)実需者等が推奨する品種の導入(作付品種:「会津のかおり」の取組)</p> <p>(2)コスト低減のための次にあげるいずれかの取組み。</p> <p>肥料・農薬の低減(エコファーマーによる栽培又は、側条施肥)、立毛乾燥の取組み、収穫機械の共同利用・作業受託による労働力の低減、農産物検査の受検</p>				
確認方法	<p>1. 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書または交付申請書及び出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類。 <p>2. 対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認及び水田台帳、共済細目書等の書類。 <p>3. 対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認及び出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・取組・収穫を行ったこと分かる書類。 <p>4. 対象となる取組み</p> <p>(1)種子購入伝票</p> <p>(2)作業・栽培日誌等(コスト低減の取組みがわかる書類)</p> <p>農作業受委託契約書、農産物検査結果通知書</p>				
備考	・次年度以降についても継続して取り組む。				

※1 「活用枠」欄は該当する項目の口に入力して(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のア、イ、ウのいずれに該当するか口に入力して(チェック)を付けてください。

新規		H27継続(変更あり)	<input type="radio"/>	H27継続		助成開始年度	27
----	--	-------------	-----------------------	-------	--	--------	----

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	川内村地域農業再生協議会	整理番号	2
活用枠※1	<input checked="" type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input type="checkbox"/> 従来枠・水田分 <input type="checkbox"/> 従来枠・畑地分 <input type="checkbox"/> 追加配分枠	分類※2	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ
使途	戦略作物助成②		
対象作物	飼料作物(飼料用米及びWCS用稲は除く)、飼料用米(基幹作物)		
単価	5,000円/10a	前年度の単価	10,000円/10a
内容	東日本大震災及び東京電力原発事故の影響により、耕作放棄地の懸念も考えられることから生産意欲の向上、農地の維持、管理を図る観点で単価を5,000円/10aとする。対象者が水田に対象作物をコスト低減等の取組により作付けした場合、作付面積に応じて助成する。		
具体的要件	<p>1. 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の生産に取り組む農業者又は集落営農とする。 <p>2. 対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙2に定める水田とする。 <p>3. 対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飼料作物(飼料用米及びWCS用稲は除く):実需者等との利用供給契約書を締結するとともに、収穫をおこなうこと。自家利用する場合は、自家利用計画を策定すること。 ・飼料用米:実需者等との出荷・販売契約等を締結するとともに、収穫をおこなうこと。自家利用する場合は、自家利用計画を策定すること。また、新規需要米取組計画書を作成し国の確認・認定を受けること。 ・助成対象は、当年産において1水田当たり1作物とする。 <p>4. 対象となる取組み</p> <p>次のいずれかに取り組むもの。</p> <p>ただし、飼料用米については県設定枠の生産性向上の取組と異なる取組を行う。</p> <p>(1)実需者等が推奨する品種の導入(飼料作物については、オーチャード、チモシーの作付推奨。飼料用米については、ふくひびきの推奨による数量確保の取組)</p> <p>(2)コスト低減のための次にあげるいずれかの取組み。</p> <p>肥料・農薬の低減(エコファーマーによる栽培又は、側条施肥)、立毛乾燥(飼料用米)を行うこと。</p>		
確認方法	<p>1. 対象者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書または交付申請書及び利用供給契約書、新規需要米認定書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類。 <p>2. 対象水田</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認及び水田台帳、共済細目書等の書類。 <p>3. 対象作物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認及び利用供給契約書、新規需要米認定結果通知書、出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類。 <p>4. 対象となる取組み</p> <p>(1)種子購入伝票</p> <p>(2)作業・栽培日誌等(コスト低減などの取組みがわかる書類)</p>		
備考	・次年度以降についても継続して取り組む。		

※1 「活用枠」欄は該当する項目の口に✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のア、イ、ウのいずれに該当するか口に✓(チェック)を付けてください。

新規		H27継続(変更あり)	<input type="radio"/>	H27継続		助成開始年度	27
----	--	-------------	-----------------------	-------	--	--------	----

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	川内村地域農業再生協議会	整理番号	3	
活用枠※1	<input type="checkbox"/> 産地戦略枠 <input checked="" type="checkbox"/> 従来枠・水田分 <input type="checkbox"/> 従来枠・畑地分 <input type="checkbox"/> 追加配分枠		分類※2	<input type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ
用途	転作作物助成			
対象作物	野菜・花き・地力増進作物・景観形成作物・その他(基幹作物) ※対象作物は別紙「対象作物一覧表」のとおり			
単価	野菜 4,000円/10a 花き・その他 } 地力増進作物 } 8,000円/10a 景観形成作物 }	前年度の単価	12,000円/10a	
内容	<p>東日本大震災及び東京電力原発事故の影響により、耕作放棄地の増加が懸念されることに加え、昨年度まで営農再開支援事業により行われていた除染後の農地の保全管理が20キロ圏外の地区において今年度より取組がなくなるため、ますます耕作放棄地の増加が懸念されることから、野菜については4,000円/10a、花き・その他・地力増進作物・景観形成作物については8,000円/10aとし、さらなる生産意欲の向上と農地の維持、管理を図る。 対象者が水田に対象作物を作付けした場合、作付面積に応じて助成する。</p>			
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・実需者等に出荷・販売することを目的として、対象作物の栽培に取り組む農業者又は集落営農とする。 対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙2に定める水田とする。 対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・野菜、花き、雑穀、その他作物:実需者等へ出荷・販売を行うこと。 ・アスパラガス、りんどうなどの多年生作物で1年を超える作物については、福島県の栽培指針に沿った肥培管理を行うことで対象とする。 ・地力増進作物:福島県の栽培指針に沿った肥培管理を行い同一圃場へすき込みを行なうこと。 ・景観形成作物:福島県の栽培指針に沿った肥培管理を行うこと。 ・助成対象は、当年産において1水田当たり1作物とする。 			
確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書または交付申請書及び出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類。 対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認及び水田台帳、共済細目書等の書類。 対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認及び出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫、すき込み、福島県の栽培指針に沿った肥培管理を行ったこと分かる書類。 			
備考	・次年度以降についても継続して取り組む。			

※1 「活用枠」欄は該当する項目の口に入力して✓(チェック)を付けてください。

※2 「分類」は、産地戦略枠を活用する場合、実施要綱別紙16の2(5)のア、イ、ウのいずれに該当するか口に入力して✓(チェック)を付けてください。

平成28年度特別交付金の活用明細(個票)

協議会名	川内村地域農業再生協議会	整理番号	4
用途	転作作物助成		
対象作物	野菜(基幹作物) ※対象作物は別紙「対象作物一覧表」のとおり		
単価	8,200円/10a		
内容	東日本大震災及び東京電力原発事故の影響による、風評被害の払拭に向け、流通経路の拡大を図り、生産拡大していくために、作付した場合に作付面積に応じて助成する。		
具体的要件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・実需者等へ出荷・販売することを目的として、対象作物の栽培に取り組む農業者又は集落営農とする。 2. 対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・経営所得安定対策等実施要綱別紙2に定める水田とする。 3. 対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・実需者等へ出荷・販売を行うこと。 ・助成対象は、当年産において1水田当たり1作物とする。 ・アスパラガスなどの多年生作物で1年を超える作物については、福島県の栽培指針に沿った肥培管理を行うことで対象とする。 		
確認方法	<ol style="list-style-type: none"> 1. 対象者 <ul style="list-style-type: none"> ・営農計画書または交付申請書及び出荷契約書、販売伝票、作業日誌等の出荷・販売・収穫を行ったこと分かる書類。 2. 対象水田 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認及び水田台帳、共済細目書等の書類。 3. 対象作物 <ul style="list-style-type: none"> ・現地確認及び販売伝票。必要に応じて出荷・販売収穫を行ったこと分かる書類(出荷契約書、作業日誌等)。 		
備考	・次年度以降についても継続して取り組む。		

